

議案第98号

芽室町企業誘致条例中一部改正の件

芽室町企業誘致条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町企業誘致条例の一部を改正する条例

芽室町企業誘致条例（平成12年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第24条」を「第25条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用個所について関係条項を整理するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町企業誘致条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 特定事業用施設 法第13条に規定する、地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、<u>法第25条</u>に規定する承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設の用に供する家屋又は構築物若しくはこれらの敷地である土地をいう。</p> <p>(3)～(7) 一略一</p> <p>附 則  <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 特定事業用施設 法第13条に規定する、地域経済牽引事業計画の承認を受けた者であつて、<u>法第24条</u>に規定する承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設の用に供する家屋又は構築物若しくはこれらの敷地である土地をいう。</p> <p>(3)～(7) 一略一</p>